

第十六回国会 文部委員会 議 録 第二十号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)

午後三時五十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 伊藤 郷一君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 前田榮之助君 理事 中村 梅吉君

相川 勝六君 尾関 義一君

小西 寅松君 竹尾 式君

安井 大吉君 高津 正道君

野原 覺君 山崎 始男君

大西 正道君 小林 信一君

出席政府委員

文部事務官(初等

中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(大

学術局長) 稲田 清助君

文部事務官

(管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

議員 中川源一郎君

議員 町村 金五君

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

七月二十五日

委員田中久雄君及び町村金五君辞任につき、その補欠として館林三喜男君及び芦田均君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員尾関義一君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員青木正君及び館林三喜男君辞任

につき、その補欠として尾関義一君及び田中久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

田中久雄君が理事に補欠当選した。

七月二十五日

義務教育費国庫負担法による政令等撤廃に関する諸願(鈴木茂三郎君紹介)(第五四九四号)

同(原形君(無)外一名紹介)(第五四九五号)

同(菊池義郎君紹介)(第五四九六号)

同(島村一郎君紹介)(第五四九七号)

同(浅沼稻次郎君紹介)(第五四九八号)

同(神近市子君紹介)(第五四九九号)

同(山崎始男君紹介)(第五五〇〇号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇一号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇二号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇三号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇四号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇五号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇六号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇七号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇八号)

同(田子一民君紹介)(第五五〇九号)

同(田子一民君紹介)(第五五一〇号)

同(田子一民君紹介)(第五五一一号)

同(田子一民君紹介)(第五五一二号)

同(田子一民君紹介)(第五五一三号)

同(田子一民君紹介)(第五五一四号)

同(田子一民君紹介)(第五五一五号)

同(田子一民君紹介)(第五五一六号)

同(田子一民君紹介)(第五五一七号)

同(田子一民君紹介)(第五五一八号)

同(田子一民君紹介)(第五五一九号)

同(田子一民君紹介)(第五五二〇号)

同(田子一民君紹介)(第五五二一号)

同(田子一民君紹介)(第五五二二号)

同(田子一民君紹介)(第五五二三号)

同(田子一民君紹介)(第五五二四号)

同(田子一民君紹介)(第五五二五号)

本小学校改築費国庫補助等に関する諸願(高津正道君紹介)(第五五〇五号)

義務教育費国庫負担法の実施等に関する諸願(佐々木更三君紹介)(第五五四一四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第五五四四四号)

理事の補欠選挙を行います。委員田中久雄君は委員を一時辞任され、本日再び委員になられましたので、先例により理事の選挙の手続を省略し、私より田中久雄君を理事に指名いたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決定いたしました。

○辻委員長 この際お諮りいたします。目下人事委員会審査中の一般職の職員の手続に関する法律の一部を改正する法律案に關して、当委員会としては重大な關係を有するものでありますので、衆議院規則六十条により人事委員会に對して連合審査会開会の申入れをすることにいたしたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、連合審査委員会開会の申入れをすることに決しました。

なお日時については人事委員長と打合せをいたしたいと存じますから、委員長に御一任を願います。

○辻委員長 これより高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を議題とし、質疑を続行いたします。野原君。

○野原委員 二、三の点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の目的を私読んでみたのでございますが、

この目的によりますと「勤労青年教育の重要性にかんがみ、教育基本法の精神にのっとり、働きながら学ぶ青年に對し、教育の機会均等を保障し、勤勞と修學に對する正しい信念を確立させ、もつて國民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。」このようにうたつてあるのであります。そこで私は、もしこのような目的で定時制教育及び通信教育を振興しようとするならば、なぜこの法案において大学の夜間部と大学の通信教育に觸れていないのか、了解に苦しむのでございます。もう一度申し上げますが、このような目的で勤勞青年の教育を振興しようとするならば、当然大学の夜間部と大学の通信教育を包含しなければ「勤勞青年教育の重要性にかんがみ」云々という目的は達成されないと思ひるのでございます。これを包含していないのであります。その理由について御答弁をお願い申し上げます。

○中川源一郎君 定時制の夜間大学並びに通信大学の教育につきましては最も必要なこととございまして、普通科を終えた者で上級の大学に入らなければならぬという考えを持つておる者が多くございまして、当然これは必要が起つて参ります。少くとも全府県には一校以上の夜間大学あるいは通信大学を必要とするのでございまして。私どもは一日もすみやかにその目的達成をいたしたいと存するのでございまして

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

○辻委員長 これより会議を開きます。

が、今回は国家財政のこと等も勘案いたしましたして、最小限度の振興法案を提出いたした次第でございますので、遺憾ながら大学の夜間部の設置にまで至らなかつたのでございますが、まづた必要なことは痛感いたしておる次第でございます。

○野原委員 そこでお尋ねいたしますが、現在大学の四年課程の学校で通信教育を設けておる大学はどの程度でございますか。

○中川源一郎君 私立学校において六つと承知いたしております。

○野原委員 大学の夜間部は国立、公立、私立とわけてどの程度になつておるかお伺いします。

○社務局長 野原君、詳細なことは大学学術局長が参りまして答弁いたしますから、そのほかに御質問があつたらしくしてください。

○野原委員 それでは詳細な点につきまして、大学学術局長が参りましてから承ることにいたします。

そこで私は次の質問をいたしたいと思ひます。最近勤労青年の職場におきましては、職制と労働強化が非常に問題になつて来ているのであります。すなわち夜間大学に学ぶ勤労青年あるいは夜間の定時制高等学校に通うところの勤労青年諸君が雇い主から圧迫をされてゐる事実があるのではありませんか。そのような学校に行くなれば、どうしても昼間の労働に影響するからやめてもらなければならぬ、こういうふうなことが今日至るところで起つてゐるのではありませんか。従つて私どもが勤労青年の教育の機会均等を保障するためには、何と申してもこのようない理解のない雇い主に對して、理解をさせ

ることが私は大事であらうと思ふ。ところがこの原案を見てみますと、そういう精神の上に立つた奨學制度というものがあるに過ぎないのではありませんか。

そこで提案者にお伺いをいたしますが、このような無理な雇い主に對する奨學対策というものをどのようになお考えになつてゐるのか、お伺いいたします。

○中川源一郎君 雇い主におきましては非常によく理解されてゐる、この定時制の学校に學んでゐる者を自分の方で採用したいという雇い主もありませんが、また中には比較的に無理な、ほかの人たちと同じ時間まで勤務させたいというふうなところ、あるいは居残りや懲罰されたりするやうな雇い主もありません。しかしこの定時制教育は、御承知の通り働くことと學ぶということが両立しなければならぬ。働く方をなおさりにするわけには参りません。また學ぶ方も、車の両輪のごとく二つが両立して進みたい、こういう目的を持つ教育でございますので、できる限り無理な問題が起らないようによい調整を行きたいと考えておるのでございます。

これを法律とか規則の点において私どもは定めたという点ではなして、これは雇い主の個々の御都合によつて、いろいろな関係がありますから、せいかく雇い主の利便になることが勘案いたしまして、そして學ぶこともできるやうにして行きたい。強制力をもつて理解させるというところは少し無理が伴うのではなからうかというふうな考えをもちまして、規則とかあるいは法律においてはそういうふうな定

めをしない方がいいのではないかとたゞいまのところでは考へておるわけでございます。

○野原委員 たゞいまの御答弁によりますと、できるだけそのやうな雇い主に對しては理解、納得を求めた上で、このやうな就學の奨勵といたすることを考へて行きたいということでございますが、御答弁になりまして中川さん自身もお認めになつておるやうに、このやうな雇い主は簡単に理解をしないのであります。今日まで私どもはあらゆる機会に、理解を持つた人々が、ことに社会教育に對して関心を持つた人々が、雇い主を集めていろいろ話をして、啓蒙をやつて来ておるのでござい

ますが、依然として理解をなさらない方がかなりあることをあなた自身も認めになつていらつしやるのでございします。そこで私はどういふやうな方法に對しては、どういふ法的な何らかの簡条をこのやうな法律の上に設けて、やうな法的保護を加えてやらなければならぬ。今日の日本の國民と申しましますから、雇い主の中にそういう者がお

るべきであるという見解を持つておるのでございします。再度この点に對する御見解を承りたいと思ひます。

○中川源一郎君 たゞいまのところは、実地全国に定時制並びに通信教育振興会というものができておりました。各都道府県の文教委員あるいは委員長あるいは議員、あるいはまた町村長その他の地方の有力な方々から成立つ振興会というものがあつて、それらの方々から地方の実情を聞き、あるいはまた場合によりましては雇い主とよく

交渉していただきまして、そうして円満に、學びたい者が學びかつ働くことのできるやうな交渉をしようじやないかというやうな申合せをいたしてございします。しかしながらどうしてもこれができないという場合には、たゞいま野原委員の御指摘になりましたやうに、あるいはドイツのやうに、法的根拠をもちまして、何パーセント以上は働かなければならぬ、法的根拠をもちまして、何パーセント以上は働かなければならぬ、あるいは戦死者の遺児というものを法的根拠をもちまして何パーセント以上は働かなければならぬ、たゞいまのところではできません。たゞいまのところではできるだけ円満に運ばせるために、たゞいま仰せのやうな事柄が、各府県に少なからせいで、円満な理解を求めることにしようと思ひます。將來あるいは思つてはおります。

○野原委員 その点を見解の相違でございますので、いづれ討論の際私ども意見をお互に申上げてたいと思ひます。

そこで次に参りますが、御承知のやうに、定時制教育というものはわが國では敗戦後設けられたまづたく初めての制度であります。従つて定時制教育における施設、設備といふものはまづたくなつておりません。特に定時制分校の生徒は今どういふ校舎を使つてゐるかお申しますと、昔の戦争前の青年学校の校舎、それから小学校の校舎の間借り、それから中学校校舎の一部、はなはだしきに至りましては民家を改造しての仮住居でございます。しかもこの仮住居の中にあつてあらゆる辛苦と

闘いながら向學心に燃える青年諸君が孜々勉學にいそしんでおるわけであります。従つて私どもが定時制教育の振興を考へます場合には、校舎の問題、設備の問題を一日も早く解消してやるやうに努力しなければならぬと思ひます。その点に對する配慮がはなはだしく乏しいことを私は残念に思ふのであります。先般も文部委員会がまことに画期的なことではあつたと言つておりましたけれども、公立学校施設費の国庫負担についてあのような修正を加えたのでありますけれども、残念ながら高等学校は遂に危険校舎の場合におきましても入つていない、こういうやうな実情でもありますので、昼間制の高等学校にまで手が伸びないといつたとしても、せめて勤労青年のやうな教育を保障する、特に勤労青年学校の設置者であるところの市町村の非常な苦しさであるところの地方財政を幾分でもやわらせてやるという意味において、國はせめて定時制高等学校の建築費の三分の一くらい補助を行つてはどうか、このことを要望して先日私はこの法案に賛成いたしましたのでございします。この点についていかがお考えでございますか。

○中川源一郎君 野原委員の御質問はまことにこつともでございます。私も同様に存する次第でございます。実はこの法案をつくりましたのに、昨年の六月茨城県で全国の定時制振興会の総会において議決いたしましたことに基づいてつくりました法案で、いろいろ理想的な法案がございまして、非常にりつぱな法案でございしました。しか

し国家財政が不如意であるという見地から、この法案を縮めて参りまして、今回提案いたしました法案は最低限度のものでございます。ただいまの施設設備は何より大事なことでございまして、一日も早くその目的を達成したいと存する次第でございますが、今回は遺憾ながら施設の点だけを考慮いたしました次第でございます。

○野原委員 そういふかんじんな点が非常に省かれてあることを私は残念に思うのであります。この打出し方といましては、働く青少年諸君の教育について大きな関心を持つておられるといふふうな示され方をしておりますが、実はその内容、実態というものを法案について分析を加えて、しさいにこれを検討してみますと、大した中身のなにもに遺憾ながらこれがなつておる。このことを私は非常に残念に思つて質問を続けておるのであります。

もう一点お伺ひいたしたいと思ひます。それは定時制高等学校の教職員の給与費についてでございますが、御承知のように、昭和二十三年、法律第三十四号、公立高等学校定時制課程教職員費国庫補助法によりまして、教職員費の四割というものが国庫から補助されて、定時制教育の振興に寄与して来たのでございますが、年度が進むに従ひまして教職員の定員増加を必要とする今日、つまり昭和二十三年においては十七万の生徒でございましたが、昭和二十七年、昨年度は生徒数が五十三万人を教える、こういうような比率に従つて教職員の定員増加というものが必要になつて来ているのであります。ところがかんじんの四割の国庫補助が実は昭和二十五年から平衡交付

金に移されましたために、生徒一人当たりごく少額のこの補助金というものが、実は平衡交付金の中に投げ込まれたために、これが定時制高等学校教職員の給与費というひもつきに今日ばかりなつておりません。従つて昭和二十五年以降の各都道府県の定時制教職員の数は乙号基準をはるかに下まわつておるのでございます。これがために定時制教育の進展が非常に阻害されているといふことは申し上げるまでもございせんが、この点について、すなわち定時制高等学校教職員の給与費の問題についてはどのようなお考えを持つていらつしやるか、承りたいと思ふのであります。

○中川源一郎君 仰せの通り、ただいまは平衡交付金の中に一人当たり七千三百六十八円というものが計算されておるのであります。一日も早くすみやかにこのひもつきにいたしまして、平衡交付金から切り離すということは私も念願いたして居るところでございます。今回は何分予算も提出された後にこの法案を出した次第でございますので、これを切り離した法律案を出すことができなかったことを、まことに遺憾に存する次第でございますが、一日もすみやかにこれは平衡交付金から切り離しまして、四割あるいはそれ以上の補助金を出すことのできるようになつていただきたいというのが私どもの念願でございます。そういう見解を持つております。

○野原委員 そこで次は、政府の方に對して御質問をいたします。青年学級の振興法案が本会議において本日可決になつたのでございますが、私聞るところによりますと、この青年学級

とともに、政府は本年度から短期産業教育と称しまして、もつぱら技能教育を行う別科の教育を積極的に進めて行くという計画があるやに聞いておるのでございますが、事実でございますか。

○田中(義)政府委員 お話の短期産業教育のために特に勤労青少年に對する教育を実施して行きたい、かような計画は先般の産業教育中央審議会等におきまして論議されたところでございまして、文部省といたしまして、その実施を急ぎたいと考えております。

○野原委員 そこで次の質問は、特に中川さんから御答弁願ひしよう。青年学級とか、ただいま御答弁のありました短期産業教育というやうなものは、これは私は教育体系の上からなれば、これは教育体系の六・三・三・四といふ一本の教育体系の線とは別個の複線的なものである。教育の複線型化を来すものであつて、ややともすれば産業動員の安上りの教育にこれが順ずるおそれがあるものであります。すなわち速成的な徒弟養成の教育に墮するおそれがあるものでございます。このことが実は戦争前の実業補習学校とか、あるいは青年学校といふものが、日本の教育の機会均等、実質的な教育の水準向上の上に災ひしたことは御承知の通りでございますが、この点に對する御見解をひとつ承りたい。

○中川源一郎君 野原委員の仰せの通り定時制教育は学校教育でございまして、通信教育も学校教育でございまして、青年学級は社会教育でございまして、それがわくはこの定時制あるいは通信教育を受くべきである。中学校を出

ただけでは社会人として十分間に合はないといふので、さらに教育を受ける場合に、なるべく専門的な教育を受けることが適当であらうと存じます。またそれが望ましいのでございまして、定時制すら、またさらに通信教育すら受け得られないやうな事情にありますが、それは、せめて青年学級によりまして、社会教育を學ぶといふことも必要であるかもしれない。しかしながら學びたい者がだん／＼進んで参りますと、単位をとりまして資格を得たい。中学校の先生に教わるよりも、高等学校の先生に教わりたいという意欲を持つのが青年の考え方であらうと存じます。まず定時制なり通信教育を受くる前に、それすら受けることのできない者は、せめて社会教育である青年学級あるいは社会教育等の学校によつてその足らざるところを補うことが必要ではなからうか、私もはかばかやうな見解を持つておるのでございます。

○野原委員 そこで重ねてお尋ねいたしますが、昨年度の定時制高等学校の数は三千六百六十校、五十三万、間違ひがあれば御訂正を願ひます。これだけあつたのであります。昭和二十九年におきましては、一休学校の数をどれだけにし、五十三万の生徒の数をどれだけにしようという目安があるものでございましてか。御答弁願ひます。

○中川源一郎君 ただいま皆さん方のお手元に参つておると思ひます、文部省の調査でございまして、これは公立学校が二千九百四十一でございまして、それ以外になつておりますが、生徒数は公立学校五十一万五千五百四十七人でございまして、またどこかに数字

が明らかに書いておりますが、ただいまではその程度で五十八万人ほどのものが學んでおるわけでございまして、働きながら學ぶ、これはどつぱな教育はないと思ひますし、また文部省の統計を見ましても、よく働くことのできる者はよく學ぶことができる、兩立いたしまして、非常に成績が優秀でございまして、これほどつづつた教育はない、祖国を再建するにはこの教育に限るというやうな感じを持つ人が非常に多いのでございまして。私もは早くこの教育を普及徹底せしめまして、少くとも十年以内には百万の學ぶ者のために、生徒をふやすことによりまして百五十万以上の定時制高等学校の生徒にしなければならぬ、こういうふうに考へておるのでございます。全日制よりも、あべこべに全日制は少くなりまして、定時制は非常に増加するといふやうなところまで持つて行くことが適當であらう、かように私も考へておるわけでございまして。

○辻委員長 大学局長が参りましたから……

○野原委員 承知しました。そこで中川さんに重ねてお尋ねいたします。来年度におきましては現在五十一、二万の生徒を百五十万、つまり百万の増加を目標に考へておられるということでございますが、そうなりますと、あなたの方で予算についても、まだ閣議にはかつてない、覚でも決定いたしておりませんけれども、大体の目安は当然ありになるはずであります。この法案に基いて百万の生徒数を増加しようとするならば、国はこの教員給あるいは校舎の施設設備、こういうやうなものについて、どれだけの補助金を

お考えになつておられるか、あなたの方ではどれだけの考えをいらつしやるのか、お尋ねいたします。

○中川源一郎君 先ほど申し上げましたように、私の提案いたしましたものは、最低限度のものでございます。そのうちこの予算金額によつて申し上げますならば、公立高等学校定時制教育の設備費の補助でございますが、これは十二億三千二百二十九万円ほどが必要であると思ひます。そして補助率は三分の一、十箇年計画といつたし、一年分でございます。これをすて、

○野原委員 そういたしますと、百万人増加するの三分の一の比率で補助金を出すと、設備費だけで十億円、このように受取つてよろしゅうございませうか。

○中川源一郎君 そういふわけでございます。

○野原委員 そういたしますと、これは校舎の建築が入つておりますか。

○中川源一郎君 入つていません。

○野原委員 現在の校舎の内部充実の設備だけでございませうか。

○中川源一郎君 そうです。

○野原委員 そういたしますと、これは非常に問題があります。今日ある校舎の内部の設備充実だけで一体百万人の増加が可能かという問題でございませう。私の先ほど申し上げましたように、校舎の問題が非常に大事になつておる。私は大阪でございませうが、大阪のような面積の小さい、比較的人口密度の高いところにおきましては、実は民家でこの定時制高校が行われ、小学校

の教室の足りないところを無理に小学校の校長に交渉してやつておる。だからこういう問題を解決しなかつたら、幾らこのような法案をつくつてみたところもむだなんですよ。だから私は、あなたの方で、校舎の費用としてどれだけの増加として、一体国はどれだけの補助金を出したらいのかといふことをお尋ねしたのでございませうけれども、どうもその的確な御答弁にまだに接しませんので、これは政府委員の方でも御見解があれば、両者御相談の上でもう一度お答え願ひます。

○中川源一郎君 学校校舎の施設につきましては、来年度は七億一千八百八万円ほどの必要を私も認めておるのでございませう。何分地方自治体もただいま財政が非常に枯渇いたしてありますし、中学校がだん／＼定員増加を示しておるような状態でございます。中、中学校と併設されております借家住いでおる定時制が相当多ございませう。全国に千ばかりあると私は考えております。それらについては、中学校の定員増によりまして、早く立ちのきをしてもらいたい、新設の定時制高等学校を増設してもらいたいというよう

な声が非常に強くなる場合が多いのでございませう。ただいまの御意見のように、施設は最も必要なことでございまして、国がこれに対して三分の一でも補助ができる、あるいはまた補助が足りないならば、これに対して起債を認めるというふうなことになれば、非常にスムーズに目的が達成し得られると思ふのであります。遺憾ながらこの点も、今回は国家財政の都合を勘案して、私もから提案はいたさなかつた

わけでありませう。この点は何かひとつ地方において心配をされるように、また近い機会において国においても必要を認めるようにしてほしいものであるという考えを持っております。

○野原委員 定時制高等学校と通信教育に關する本年度の予算は、教員給与の補助金を除いて、設備費、研究費、通信教育の運営費、こういうものを合計いたしますと、千八百万円だと思ひますが、間違ひありませんか。

○中川源一郎君 そうであります。

○野原委員 そこで、百万人増加するの、中川さんの御答弁によりまして、校舎と内部設備だけで約十八億円というございませう。本年は一千八百八万円でございますから、十八億円といふと一千八百八万円の百倍になります。文部省もこの法案が通つた場合には、これを単に国民をこまかす法案に持つて行つてはいけませんから、予算を獲得してはならぬけれども、予算が十八億円では建物と設備だけでございませうが、百倍の十八億円に對する提案者としての自信のほどなり、文部省の決意のほどなりを承りたいと思ひます。

○田中(義)政府委員 私から御訂正申し上げるのはどうかと思ひますが、先ほど二十九年度において、定時制高校の生徒が百万人ふえる、こういう計画のようにあるいは聞き取りになつたかも知れませんが、これは少し誤りでございませう。十年計画で百万を予定いたしております。従つて二十九年度においては約十萬を予定いたしておりますので、さう御了承いたさなかつた。

○中川源一郎君 先ほど御説明に相なりしましたように、二十九年度において施設費も望ましいのでございませう。これはやむを得ないことでございませう。しかし設備については約十億を予定いたしておるのでございまして、これについては、私も政府当局としても十分に努力をして、いろいろ／＼願ひしたいわけでございます。この設備に重点を置いたわけでございますから、さうな意味においてその実現をはかりたいと思ひております。

○野原委員 実は、公立学校施設費の国庫負担で問題になりましたように、今の市町村は校舎を建てて力がないので、三分の二まで引上げました。そこで義務制の校舎すら建てない市町村があるいは都道府県が、定時制高等学校にまで手がまわらないといふところに問題がある。今の田中さんの御答弁を聞きますと、十億円は設備費だけだといひますが、定時制高校だけでも、校舎といふことに關して考へてやらなかつた、勤勞青年の教育は絶対救えないと思ふのですが、文部省は何かお考えになつておらないのかどうか、その点お尋ねいたします。

○田中(義)政府委員 文部当局におきましても、定時制高校の現状において最も問題となるのは、先ほどお話もされましたように、人件費の確保の問題でございませう。設備の点、かやうに考へておるのであります。将来施設についても実現を見るように努力いたしたいと思ひております。

○野原委員 勤勞青年の数は、私のとつた統計によりますと一千三百万になつております。今日定時制高等学校に入つておる生徒を五十三万と假定しても、百分の四しか救済できていない。勤勞青年の教育の機会均等とか何とかいつても百分の九十六ははつたらかして、来年十萬ふえたとしても、百分の五だけしか救済できないといふところに私はどうかしさを感ずる。そこでお尋ねいたしますが、国の予算の面からやむを得ない制約がありますので、私どもとしては通信教育に重点を置くならば、もつとたくさん青年諸君が救済できるのではないか、このように思ふのです。通信教育に對する来年度の予算あるいは通信教育に對する御熱意のほどを文部当局からお聞かせを願ひます。

○田中(義)政府委員 勤勞青年の教育のために、定時制教育の中においてさらに通信教育を学校教育法において取上げておることも御存じの通りでございます。従つて通信教育につきましても、その充実を企圖いたしておるのでございませう。ただいまではその生徒が約三萬四千ばかりおると記憶いたしております。しかもその実施科目は本年度十二科目増加いたしまして、現在二十一科目、五十六単位をそれによつて得るような仕組みになつておるのでございませう。これも何とか、實際上の困難はございませうけれども、通信教育だけでもやつて、高等学校卒業の資格も得るやうに御承知のように八十五単位になつて、おまして体育なんかになりますと相当困難があるやうでありますけれども、そこは何か考へまして、通信教育だけをやつて、しかもその高等學校修業の力を得る、こういうふうなところには実は目標を置いて當局は努力を続けておるのであります。そ

こで来年度の問題でございますが、大
体最近の情勢からいたしまして、一
約一万の生徒の増加を予定いたして
おります。従つて来年度におきまし
ては、さらに五万近くの生徒を予定
いたします。そのためにさらに実施科目
等もふやしまして、二十九年年度にお
ける通信教育に対する補助として一
千九百七十九万ばかりのその運営に
関する補助を考へ、さらには設備補
助をいたしまして、これはわずかで
ございまして、七十五万ばかりの予
算も一応予定をいたしました。そう
して二十九年年度実施をいたしたい、か
ように予定をいたしております。

○野原委員 そこで大学教育局長に質
問いたします。現在夜間大学と通信教育大
学の通信教育と、大学の四年制度の夜
間部、これの設置概況——国、公、私
にわけまして、通信教育においてはど
うなつておるか、夜間大学はどうなつ
ておるか、お伺いいたします。

○稲田政府委員 第一に国立でござい
ますが、国立で夜間の学部を置いてお
りますのは四つございまして、場所とい
たしましては、横浜大学に一学部、神
戸大学に二学部、それから広島大学に
一学部ございまして、それから通信教育
とその他私立についてでございますが、
これはちよつとお待ちください。調べ
た結果を申し上げます。それから私立の
夜間部と申しますのは、合計いたしま
すと六十五万でございます。

○野原委員 通信教育はわかりません
か。
○稲田政府委員 たしか六大学だと思
いますけれども、念のために調べて申し
上げます。
○野原委員 私のこれからの質問に

は、大学教育局長として御答弁願ひた
したいと思います。私の見解は、今出され
ておるところの定時制高等学校及び定
時制高等学校の通信教育に關しては、ま
づところから反対はいたしませんけれ
ども、少くとも勤労青年教育の重要性
というところで考へるならば、大学の夜
間部の問題、大学の通信教育の問題を
何ら考へていないこの法案に対して、
非常な不満を感じ得ないのです。この
ことに對して大学教育局長としての御
所見を承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 ある法案は提案者の
ねらいどころでつくられるわけござい
ます。重点をどこに指向するかとい
うことは、それ／＼お考へがあらうと
思ひます。ただ問題として、夜間大学
を助長する必要ありやなしや、これは
大いに必要ありと考へております。わ
れわれにいたしましては、私立につき
ましては、現在大都會を中心としたし
て非常に優秀な私立の夜間大学が
相当ございまして、これらの領域に国立
大学としてさらに手を伸ばす必要はな
かろうと思つております。国立大学と
しましては、自然地方勤労青年の問題で
ございまして、こういうことになりま
すと、現在まで考へて参りましたの
が、短期大学でございまして、と申しま
すのは、地方の小都會、中都會になり
ますと、さらに広範から學生を集め
るということになりまして、五年の久
しきにわたりました學生が修學を続け
るという点につきましては、相当困難な
事情もある。まず短期大学から出発し
たしまして、地方の要請、状況に應じ
てそれを充実に、必要あらばそれを
学部に至すということをおもひとして
は考へております。通信教育につきま

しては、優秀な私立大学が率先せられ
まして、六つでございしたか、ある
いは七つくらいかと思ひますけれど
も、まずお聞きになつております。こ
れらに對しましては、しよつちゆう連
合会その他と文部省と相談いたしまし
て、内容の充実発展というような点に
ついては御協力申し上げておるよう
なわけでございます。

○野原委員 局長としては、夜間大学
が必要であり、通信教育も考へなければ
ならぬ、こう言われておるのです
が、すでにやめられた文部大臣の岡野
さんが、かつて夜間大学の廃止をお唱
えになられたということがいわれまし
たが、事実でございしますか。

○稲田政府委員 この点につきまして
は、岡野前大臣自身で新聞に投書して
自分の見解を明らかにされたわけであ
りますが、決してそういう伝えられた
意味でないのございまして、夜間大
学に進学しようという勤労青年とい
うものは、職場においても非常に勉強家
である。非常に勤務に忠実である。同
時に勉學にもこれまた非常に熱心な人
である。従つてそこに始終問題が起る
ことは、本人の健康の問題である。そ
ういふ点で夜間大学としても健康の施
設は十分にしなければならぬ、また進
學しようとする本人及び家庭も、その
点は十分留意しなければならぬ、無考
えに入つて来た人は多く弊害が生ずる
から、そういう点は注意しなければなら
ぬ、こういう意味合いだつたと思ひ
ます。

○辻委員 本案に対する質疑は本日
はこの程度にとどめ、次に私立学校教
職員共済組合法案を議題とし、質疑に

入ります。中村梅吉君。

○中村(梅)委員 私は暑い折柄です
から、ごく基本的な問題の二、三につ
いて文部省當局に所見を伺いたいと思
ひます。大体見當がついておること
であります。基本的には伺いたいと思
ひます。それは、官立の大学、高等学
校等の生徒一人当りに対する國庫の負
担、それから公立大学、高等学校等
の生徒一人当りに対する國庫の負担、
それから私立大学、高等学校等につ
いては、同時に私立の大
學、高等學校の學生生徒一人に對す
る國庫の助成、補助等の國庫負担に
か、その割合をまず承りたいと思ひ
ます。

○近藤政府委員 ただいま御質問の点
につきまして、少し古いのでござい
ますが、昭和二十六年の調査によります
と、大學、高等專門學校につきま
しては、國立學校は一校當り經常部臨時部
を合算せまして一億四千五百八十九
萬八千、これは國立學校一校當りで
ございまして、それに対して公立學校
は、一校當り四千四百八十七萬、それ
から私立學校は、一校當り千七百六十
三萬、これが國立、公立、私立にわた
る學校の一校當りの經費でございま
す。

○中村(梅)委員 一校當りの經費は大
体伺ひましたが、學生生徒一人に對す
る割合はどのくらいの見當になつてお
りますか。おわかりがなかつたら、後
日資料でいただいてもけっこうです。
○近藤政府委員 學生生徒一人當りに
つきまして、ただいま資料を持合せま
せんが、國立大學につきましては、た
しか一人、一、二年前が約九萬円で
ございましたから、ただいまは十萬以上

になつておるかと思つております。私
立學校につきましては、はるかにその
下でございまして、なお詳細なことにつ
きましては、後刻資料を整えまし
て……

○中村(梅)委員 明日でもけっこうで
すから、その資料をいただきたい。
そこで今度の私立學校教職員共済組
合法ですが、とにかくにもこの制度
を政府が立案されて、国会に提案をさ
れたということ、一歩の前進であり
まして、これは一般社會また學校關係
方面から、長きにわたつて要望され
ていたところでありまして、かかる法案
の提案を見たことは、われ／＼當局に
對して敬意を表するところでありま
す。ただ問題は國庫の助成が一〇%で
あるということ、せつ／＼くりつぱ
な制度が確立されても、この制度を利
用できない學校が相當數出るのであ
り。さなきだに現在の各私立學校の
經營狀態というものは、非常に困難を
きわめておりまして、何とかこれを改
善をしなければならぬ、ことにただ
いまの概數を伺ひましたも明らかで
なく、國立學校で、大學專門學校で
ある場合には、一校當り一億四千五百
八十九萬、私立大學專門學校におい
ては、わずかに千七百六十三萬、こ
ういふ程度の國庫の負担割合でありま
して、かかる現状から見ても、私は
國立大學、高等學校あるいは專門學
校、短期大學、こういうようなもの
については、よほど將來考へ方をかえな
ければならぬと思ひます。現在ある
官公立の大學あるいは高等學校を
縮小せよとあえて言うのではありま
せんが、大體官立大學というものは、

明治の初年に、私費をもつてしては、国家の人材を養うに足るだけの勉学の機会を与えることができない、また私費をもつてしては、高等教育を受けることが至難であつた時代における尊い制度でありまして、今日のごとくに社会一般が進歩いたしまして、また国民全体としても向学心が盛んになりまして、私費をもつてどん／＼高等教育を受ける、勉学に努める、また父兄にいたしまして、子弟を教養することに努力をしておられるという様な現段階に達しました今日において、官立の大学、その他の諸学校というものは、いわば一種のサンプリ・スクールであつていいやないかと私は思うのです。そこでごく理想的な学校経営というものの形態を整えて、これを広く天下に普及する、こういう行き方ではないのです。考え方もしあやまちがないとするならば、私立の大学、高等学校等に対するところの助成の方途については、もつと十分の考慮が払われてしかるべきだと私は思うのです。ことにこれらの私立の学校の経営者が、財政的に非常に苦心をしておられることは、この問題に直接関係がありませんからさておきまして、私立の諸学校に奉職しておられる職務をとつておられる教職員の、これまた官公大学、高等学校の職員に比較して、非常に劣勢な給手を受けておられる、しかも退職した場合の退職金あるいはその後の恩給という様な制度すらも今日までなくして、まつたくこれらの私立諸学校に奉職しておられる人の前途というものが暗澹たるものである、ここにおいてこの制度がとにかくにも頭を出しましたというところは

喜ぶべきことで、われ／＼当局に対して敬意を表しますが、しかしながら何といつてもこの一〇％という国庫の助成率では、非常に遺憾を禁じ得ないのであります。せつかくできたりつばな制度が、十分活用せられないことになつてしまつては、まことに残念しごくなのであります。将来あるいは私立諸学校の経営状態が非常に復興してよくなつて来れば別であります。職災を受けた都市にあるところの学校というものは、みんな職災に悩み、復旧に苦しんで、財政きわめて困難の現状にある。どうか形は復興したけれども、財政面においては非常に苦しみにあえいでおる、こういう現状にあるわけでありまして、将来それら私立学校の財政状態がよい場合には、また適当なる調節をする時期があるといたしましても、ここ当分はこの一〇％という様なことでなしに、もつと恩給制度と同等までは行かなくても、それに接近する様な措置を国として考慮すべきではないだろうか、こう考えるのであります。文部当局におかれましては、今度の一〇％はやむを得ないといつたしましても、将来これについてどういう熟慮と意欲を持つていらつしやるか、それを承つておきたいと思うのであります。

○近畿府委員 ただいま中村委員からお話を伺いました。しごくもつと御意見でございまして、すでに大臣から提案理由の説明がございましたが、その際にも私学の現状は国、公立に比較して、非常に政府の補助が劣つておるといふ点を指摘され、しかしながら私学の教育界における地位というもののはきわめて高いものである、従つて政府といたしまして、今日まで私学を振興するという意味におきまして、去る昭和二十四年には私立学校法、また昭和二十七年には、私立学校振興会法というものを制定いたしまして、私学の基礎を強固にし、かつまた私学に對して経営資金の貸付をするという制度を設けたのでございまして、しかしながらひるがえつてその教職員の福利厚生に面につきましては、今日まで遺憾ながら比較的国、公立の場合に比較いたしまして、手ぬるいというの事実はございまして、わずかに、御承知と思ひますが、財団法人私学恩給財団、これが教職員の長期給付の仕事をして参つております。また財団法人私学教職員共済会というものが昨年設けられました、これは私学の教職員の短期給付の仕事をしておるわけでありまして、ただそれだけでございまして、それに対して国が事務費、事業費を合せまして、一千万円を助成しておるというにすぎない、そこで今日これをどういふふうに取り上げるかという問題が起つたわけでございます。ところがたまたま、御承知と思ひますが、厚生省所管の健康保険法並びに厚生年金保険法の改正がございまして、これはたゞいま国会で審議されておるわけでございますが、これが九月一日に改正いたしまして、私立学校の教職員を全部これに強制適用するという事態が起つたわけでございます。それに対して私学全体といたしましては、これはそういう法文もさることながら、私学は私学として、ぜひこれは教育基本法の第六条の線並びに前回の私学振興会法をつくつたときの附帯決議の線に沿つて特別な立法をしてもらいたいという要望

がございましたので、われ／＼といったしましてはその線に沿ひまして実は立案いたしましたのでございまして。立案の経過はさうな次第でございまして、しかしながら御指摘ございましては、この法案の内容につきましましては、もちろんあるいは御満足に行かない点があるかと思ひます。たとえて申しますれば、役員の数、あるいは都道府県の補助がないという点、あるいは振興会の補助がないという点、また百分の十であるという点、いろいろ御不満の点がございまして、これは事実でございます。私もはさういふ私学側の意向を十分咀嚼いたしまして、できるものはこれを取入れるという方針で実は立案して参つたのでございまして。しかしながら関係官庁との折衝——あるいは急な話でございまして、十分これを見直す余裕もございまして、御不満があるかと思ひますが、最小限度この程度ならばできるという案を実は御提案したのでございまして。

ただ御指摘のやうな百分の十の点でございまして、これは共済組合の長期給付の財源計算でございまして、非常に専門的になつて恐縮でございまして、これは教職員の脱退理存表とか、あるいは年金受給者の生残表とか、あるいは給手指数とか、あるいはまた手定利率、そういういたる／＼な面をのみ合せまして、国の補助が百分の十でございまして、線のつくり出したのでございまして。もちろんこれは百分の二十、百分の三十であることは望ましいわけでありまして、一面さういふものと申しますと、必ずしもさうでございませんで、それに伴つて教職員の掛金の負担率がふえるということがございまして、その点は専門的にいろいろ検討いたしました結果、百分の十という線を一応出したわけでございます。しかしながらこれはさうに詳細に内容を分析いたしますと、もちろん都道府県から補助があつて、また振興会から補助がありますれば、これは教職員の個人の負担率が少くなる、あるいはまた学校法人の負担が軽減されるという面はもちろんございまして。そういった点につきまして、御希望の点は十分わかるわけでございます。しかしながらからい、これは現在厚生年金保険法とかあるいは健康保険組合を組織しておる学校に對しまして例をとつて申しますならば、必ずしも負担は現在よりも軽くなつて、むしろその負担が多くなるというのが事実でございまして。これは相互扶助事業であります性質上やむを得ないものがあると思ひます。また一方給付内容につきましては、現在の厚生年金保険法と比較いたしまして、できまして共済組合は相当上まわつております。従つて給付内容が上まわつておりますから、給付の負担も相当上まわるのは当然である。ただその上まわり方があまり極端であれば、学校が負担にたえないという問題は起ります。そういう点も十分勘案いたしまして、一応百分の十という線を考えたのでございまして。しかしながら御指摘の点は確かに御意見の通りだと思ひますので、なおその点につきましては十分考慮いたしたい、かやうに考えております。

○中村(梅)委員 ただいまの点につきましては、政府当局におかれまして今後とも一層深い関心を持たれて努力を

私われんことを要望いたしておきます。

次にお話のありました私学振興会法によつて私学振興会が共済組合に助成をするという場合、現在のあの制度だけではよいかどうか、改正を要するのではないかという意見もありますので、その点について政府の考え方を承つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 私立学校振興会法の二十二条によりますと、振興会は、第一の目的を達成するため、左の業務を行う。一、学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金（その施設のため必要な資金を含む。）を貸し付けること。それから第三号に、「私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。」という規定がございます。この規定を生かしますれば、できますところの私立学校教職員共済組合に対しまして助成の道は開けてあるわけでございます。但しこの振興会法の規定におきましては、「その施設等」とございまして、施設についてはもちろん明確でございます。たとえば教職員共済組合が福利施設をする、たとえば保養所を設ける、あるいは宿泊所を設ける、そういう具体的な施設に對しては、振興会がこれに對して助成をするということとは明瞭でございます。ただ共済組合の事業の赤字に對して、振興会がはたしてその助成ができるかどうかという点につきましては、「この施設等」の字句だけではあるいは不明確ではないかというきらいはございます。従つてこの点につきましては、

事実大蔵当局ともこれは話し合つたことはございまして、まだその点につきまして明確な結論を得ておりません。従つてこの点につきまして、今後ともそういう場合に私学振興会から助成ができるというふうな線は折衝いたしたいと、ただいまかように考えております。

○中村（樗）委員 あとは政府の今後とも一層の御尽力を要望いたしまして、暑い折からですからこれで終ります。

○辻委員長 本日はこの程度にとどめます。明日は午後一時半から開会の予定です。

なお先刻当委員会より一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に關しまして、人事委員会に對し連合審査の申入れをいたしました。が、明日午前十時より開会の旨人事委員長から回答がございましたので、振つて御出席を願ひたいと思ひます。これにて散会いたします。

午後五時八分散会

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局